

入札参加資格登録業者 各位
（「建設工事」ご登録の方）

会津若松市長 室井照平
（公印省略）

会津若松市最低制限価格取扱要領の一部改正について

このことについて、本年 4 月 1 日より、工事の低入札価格調査制度における国及び中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデルの調査基準価格が改定されることに準じ、下記のとおり会津若松市最低制限価格取扱要領を一部改正しましたので、お知らせいたします。

1 改正内容

【工事】（電子入札の対象案件）

最低制限価格の算定基準のうち、「一般管理費等×0.55」を「一般管理費等×0.68」に改定します。



※ なお、最低制限価格の決定にあたっては、従来どおり、電子入札システム内で無作為に生成される数値（以下「ランダム係数」という。）を乗じて決定するものです（別記参照）。

2 適用日

令和 4 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用します。

【事務担当】 総務部契約検査課入札契約グループ（電話：0242-39-1217）

【別記】

- 1 工事及び工事関係委託（電子入札の対象案件に限る。）に係る最低制限価格の算定式

$$\text{最低制限価格} = \text{最低制限価格算定基礎額（次項参照）} \times \text{ランダム係数}$$

※ ランダム係数：電子入札システムにより、1.0000～1.0100 の範囲内で無作為に生成される数値。

- 2 最低制限価格算定基礎額の算定（令和4年4月1日以降に入札公告を行う案件～）

種別	算定式	設定範囲
工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接工事費 ×0.97 ・ 共通仮設費 ×0.90 ・ 現場管理費 ×0.90 ・ 一般管理費等 ×<u>0.68</u> 	予定価格の 0.75 から 0.92÷1.0100 までの 範囲で設定
測量業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接測量費 ×1.00 ・ 測量調査費 ×1.00 ・ 諸経費 ×0.48 	予定価格の 0.6 から 0.82÷1.0100 までの 範囲で設定
土木設計業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接人件費 ×1.00 ・ 直接経費 ×1.00 ・ その他原価 ×0.90 ・ 一般管理費等 ×0.48 	予定価格の 0.6 から 0.7901÷1.0100 までの 範囲で設定
建築設計業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接人件費 ×1.00 ・ 特別経費 ×1.00 ・ 技術料等経費 ×0.60 ・ 諸経費 ×0.60 	予定価格の 0.6 から 0.7901÷1.0100 までの 範囲で設定
地質調査業務 （測量業務、建築設計業務及び土木設計業務に当該業務が含まれる場合の算定に適用）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接調査費 ×1.00 ・ 間接調査費 ×0.90 ・ 解析等調査業務費 ×0.80 ・ 諸経費 ×0.48 	予定価格の 0.6 から 0.7901÷1.0100 までの 範囲で設定